

平成27年3月20日

消費者庁

「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針(案)」及び「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン(案)」についての意見募集の結果について

消費者庁では、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針(案)」及び「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン(案)」を公表し、広く国民の皆様から意見を募集しました。

提出された意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

平成26年9月5日(金)から同年10月4日(土)まで

(2) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

2 意見募集の結果

(1) 食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針(案)

10通(26件)の御意見が提出されました。

提出された御意見と消費者庁の考え方は別紙1のとおりです。

(2) 食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン(案)

9通(20件)の御意見が提出されました。

提出された御意見と消費者庁の考え方は別紙2のとおりです。

食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針（案）に対して提出された意見に対する考え方について

意見の概要	件数	当庁の考え方
1 指示の指針		
「過失による」を「故意でない」に修正すべき。	1	「過失による」と「故意によらない」は同じ意味であると考えられることから原案のままとします。
「常習性がなく過失による一時的」な場合とはどのようなものを示すのか具体例を示すべき。	1	「常習性がなく過失による一時的」な場合については、事業者の組織形態、製造、販売における管理の実態、表示の根拠となる資料の管理状況等を踏まえて、個別に判断されるものと考えています。
本指針は、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす表示事項に関する違反については適用されないことから、表示の是正の要件から商品の撤去を外すべき。	1	食品表示法第5条においては、食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないものと規定されています。したがって、食品表示基準に違反する食品を店舗に陳列することは許されません。また、表示事項によっては、罰則の対象にもなります。このため、表示の修正が困難な場合は、必ず商品の撤去をしていただく必要があります。
表示を是正する際に、表示の修正及び商品の撤去の両方を行う必要があるか。	1	表示の是正を行っていけば、どちらか一方でも要件を満たします。
単純な誤字脱字などの軽微な違反についても情報提供をすることは、社	2	表示違反の事実があった場合に、軽微なものであったとしても表示責任

<p>告、ウェブサイトの告知の乱発を呼び真に重要な情報が埋もれてしまう可能性がある。したがって、軽微な違反については、情報提供を不要にするか、必須条件から外すべき。</p>		<p>者として適確な方法を選択し、情報提供するなど必要十分な是正措置、改善方策を講じているかが、指示・公表を行うか否かの判断の基準となるものと考えます。</p>
<p>社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択するための判断基準を示すべき。</p>	<p>1</p>	<p>告知等の方法には様々なものがあることから、違反事業者が事案ごとに適切な方法を選択すべきであると考えます。</p>
<p>2 書類の整備・保存に関する指導の指針</p>		
<p>食品表示法では、「食品」の用語が使用されていることから、当該指針中の「飲食物品」の用語を「食品」と修正すべき。</p>	<p>1</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>
<p>食品表示法において書類の整備・保存が義務付けられていないことから、このことについて指導すべきではない。</p>	<p>2</p>	<p>表示を適切に行っていただくためには、表示の根拠となる書類を整備することが望ましいと考えているため、指導は必要と考えます。</p>
<p>食品表示法第6条に関わる当該指針において、同法第8条で規定されている報告徴収、立入検査等に関する規定を定めることは不適切ではないか。</p>	<p>1</p>	<p>当該規定は、報告徴収・立入検査等を実施した場合に行う指導に係る内容であることから、定めることに支障はないと考えます。</p>
<p>3 公表の指針</p>		
<p>「公表」の定義を明確にすべき。</p>	<p>1</p>	<p>食品表示法に基づく公表を行う場合、必ずしも報道発表を行う必要はありませんが、一般公衆に適切に周知ができる手段により公表することになります。</p>
<p>食品表示法における指示・命令に該当しない違反について指導した場合、条件が整えば公表することができる</p>	<p>2</p>	<p>食品表示法第7条の公表の趣旨は、消費者への速やかな情報提供の一端を担うとともに、一定の抑止効果を</p>

<p>旨については、法第7条の趣旨に反していることから削除すべき。</p>		<p>期待するものです。このため、指示をした場合に公表を義務付けるものですが、指示をしない場合に公表を禁ずるものではありません。公益目的のために行政機関が公表を行うことは、個別の法律の根拠がなくても可能であると考えます。</p>
<p>違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合については指示を行わなくても公表することができることが規定されているが、この規定の判断基準を示すべき。</p>	<p>1</p>	<p>「違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合」とは、回収等命令に該当しないものの、例えば、アレルギー表示違反があり、自主的な回収が行われている場合など一般消費者に広く周知する必要がある場合などが考えられます。</p>
<p>違反事実の公表に際し、「不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実」については公表しないと規定されているが、この規定の具体例を示すべき。</p>	<p>1</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報、例えば、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）などであると判断される事実などが考えられます。</p>
<p>書類が整備・保存されていないことをもって食品表示基準基準に違反する蓋然性が高いか否かを判断するのは大変難しいと思われるため、判断方法を明示するべき。</p>	<p>3</p>	<p>「違反する蓋然性が高い」という判断基準は一律に示すべきものではなく、対象事業者の実態を踏まえて、個別に判断すべきものと考えます。</p>
<p>その他</p>		
<p>本指針の表題から「指導」の用語を削除すべき。</p>	<p>1</p>	<p>本指針は、食品表示法第6条第1項及び第3項の指示のほか、書類の整備・保存に関する指導についても指針を定めています。書類の整備・保存は、食品表示法に定められたものではありませんが、統一的指導の必要に鑑み、併せて規定しているものです。本指針の表題中の「指導」は、書類の整備・保存に関する指導を指</p>

		すものであり、適切な表題と考えます。
本指針と「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等ガイドライン」を一つにまとめるべき。	1	食品表示法に基づく指示と回収等命令は別の措置であり、担当省庁も異なることから、一つにまとめることは考えておりません。なお、指示・公表の指針は、消費者庁、国税庁及び農林水産省の連名で発出し、ガイドラインは、消費者庁が発出する予定です。また、食品表示法の指示・公表は、食品衛生法由来の表示事項にも適用されることになっているため、両者を合わせて読んでいただくことを前提として、文章の繰り返しを避けるため、ガイドラインにおいて指針を準用する形としています。
本指針の適用対象は、食品関連事業者に限定しているという理解でよいか。	1	貴見のとおりです。
どの程度の過失でどの程度の表示違反なら行政指導するかの判断基準と具体例を示すべき。	1	行政指導するか否かは、本指針を基に個別具体的に判断されるものと考えます。
保健所では、行政指導を「指示書」をもって行っているが今後は変更されるのか。	1	行政指導の方式については、各保健所において適切に定めるものと考えます。
食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に関する内閣府令の制定に際しては、パブリックコメントを実施することを要請する。	1	「食品表示法第6条第8項の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(案)」のパブリックコメントを実施しました。
行政機関や担当者の間で見解が異なるよう統一的で整合性のある執行体制の整備を要請する。	1	御指摘を踏まえ、統一的で整合性のある執行体制の整備に努めてまいります。

食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等のガイドライン（案）に対して提出された意見に対する考え方について

意見の概要	件数	当庁の考え方
1 適用範囲		
特定事項について具体例を示すべき。	1	特定事項は、「食品表示法第六条第八項の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令」において規定しています。
3 回収等命令		
「直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるとき」について、判断基準や具体例を示すべき。	1	「直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるとき」に該当するか否かは事案ごとに判断する必要があると考えます。
「ただし、それ以外の場合にあっても消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認められるとき」について、判断基準や具体例を示すべき。	1	「ただし、それ以外の場合にあっても消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認められるとき」に該当するか否かは事案ごとに判断する必要があると考えます。
アレルギーの表示違反に対して回収等命令を行うことができる場合は、特定原材料に関する表示違反の場合のみであることを明記すべきである。特定原材料に準ずるものに関する表示違反は、その表示が任意であることから措置要件とすべきではない。	1	食品表示基準において、アレルギーの表示が義務付けられているのは特定原材料のみです。したがって、特定原材料に関する表示違反に対してのみ回収等命令を行うことができることは自明であるため、本ガイドラインに明記する必要はないと考えます。
措置の内容の項に記載されている具体例を充実させるべき。	1	措置の内容の項に掲げた内容はあくまでも例示であり、回収等命令を行

		う行政機関において、事案に応じて適切な措置の内容を検討することが必要と考えます。
「消費者が摂取することが可能な状態にあるもの」を回収等の対象とすることができるかと規定しているが、例えば凍結状態にある冷凍食品は、対象外となるとの理解でよいか。	1	御指摘のケースを排除する趣旨ではないので、誤解のないよう修正します。
業務用食品は、回収等の対象とすることができるものに該当しないとの理解でよいか。	1	御指摘のケースを排除する趣旨ではないので、誤解のないよう修正します。
「公表」の定義を明確にすべき。	1	食品表示法に基づく公表を行う場合、必ずしも報道発表を行う必要はありませんが、一般公衆に適切に周知ができる手段により公表することになります。
(5) 指示・公表との関係に記載されている場合は、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」における指示・公表ではなく指導の対象であることから、表現が不適切ではないか。	1	常習性がなく過失による一時的な表示違反であっても回収等を命ずることがあります。この命令によって、表示の是正が行われた場合には、食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示を改めて行う必要がないことを解説したものであり、表現に不適切な点があるとは考えていません。
指示・公表との関係の項の記載内容に該当する場合は、食品表示法第6条第8項の回収等命令の対象にならないという理解でよいか。	1	食品関連事業者等による自主的な対応が十分に取られていることにより、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大のおそれがないと認められるときは、回収等命令を行う必要はありません。
「過失による」を「故意によらない」に修正すべき。	1	「過失による」と「故意によらない」は同じ意味であると考えられることから原案のままとします。

4 業務停止命令		
消費期限等の科学的な根拠として、自ら実施した検査等の結果以外に、業界団体等が作成したガイドライン等についても根拠としてもよいのではないか。	1	消費期限等の設定の科学的根拠に関する資料は、事業者自らが試験等を行った結果のほか、業界団体等が作成したガイドライン等でも構いませんが、いずれの場合も科学的根拠に基づく必要があります。
5 指示・公表		
指示の対象を食品関連事業者に限定する法的根拠を示すべき。	1	御意見に従い、法的根拠を追記しました。
回収等命令を行うことができる場合に該当しない場合を全て指示の対象とすることは不適切ではないか。また、食品表示法に規定されていないにもかかわらず行政指導した案件について公表することは不適切ではないか。	2	本ガイドラインが適用されるときは、指示・公表の指針は適用されないことから、指示・公表の指針に準じて、食品表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示及び同法第7条の規定に基づく公表を行うものとしています。 また、指示・公表の指針に準じた結果、指導を行う場合に該当するときは、指示ではなく指導を行うこととなります。 なお、公益目的のために行政機関が公表を行うことは、個別の法律の根拠がなくても可能であると考えます。
その他		
「賞味期限」は、その性質から内閣府令で定める事項としては不適切ではないか。	2	消費期限又は賞味期限は、食品表示基準において、表示事項としては一体として規定されており、消費期限とするべきところを誤って賞味期限とするケースなども想定されることから、回収等命令の対象となり得る事項からは、あえて切り分ける必要性はないと考えています。なお、記

		の3(2)後段のとおり、誤って表示された期限より前に腐敗、変敗、その他品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない場合は、回収等命令の要件を満たすことはありません。
本ガイドラインと「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」を一つにまとめるべき。	1	食品表示法に基づく指示と回収等命令は別の措置であり、担当省庁も異なることから、一つにまとめることは考えておりません。なお、指示・公表の指針は、消費者庁、国税庁及び農林水産省の連名で発出し、ガイドラインは、消費者庁が発出する予定です。また、食品表示法の指示・公表は、食品衛生法由来の表示事項にも適用されることになっているため、両者を合わせて読んでいただくことを前提として、文章の繰り返しを避けるため、ガイドラインにおいて指針を準用する形としています。
指示・公表の実施時期は、回収命令と同時という理解でよいか。	1	必ずしも回収等命令と指示を同時に行う必要はありません。
回収や営業停止等の措置は、食品事業者の事業活動等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、内閣府令の制定に際しては、パブリックコメントを実施すべき。	1	「食品表示法第6条第8項の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(案)」のパブリックコメントを実施しました。